

キャッシュレス決済のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により現金を用いない決済方法が注目されていますので、ぜひご活用ください。

スマホアプリ決済での安中市税納付が可能になります (令和2年11月1日から利用開始)



① スマホアプリ決済による納付

安中市税(使用料)について、キャッシュレス決済アプリ「PayPay」「LINE Pay」による納付が可能になり、納付方法の選択肢が広がります。

・納付に必要なもの

スマートフォン、コンビニ収納用バーコード付き納付書

・対象市税など

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税(種別割)、下水道使用料、地域し尿処理施設使用料

① 事前準備

下記2次元コードのアプリをインストールし電子マネーにチャージ(提携銀行口座やコンビニ、ATMなど)。



PayPay



LINE Pay

② バーコードを読み込む

アプリの「請求書支払い」を選択し、カメラで納付書のバーコードを読み込み決済画面に進む。

③ 支払い完了

支払い金額を確認し、決済すれば納付完了。

ご注意

- スマホアプリ決済での納付は、収納領収書が発行されません。アプリの納付履歴でご確認ください。領収書が必要な場合は、市役所・金融機関などの窓口で現金納付をお願いします。
- 軽自動車税継続検査用納税証明書の発行は ☎ 国税務課・ ☎ 住民福祉課にて別途申請が必要です。
- コンビニ収納用のバーコードとスマホ決済用のバーコードは兼用です。
- 各アプリの利用方法は、各アプリのホームページでご確認ください。
- 納付書ごとに、この納付手続きが必要です。
- 金額が30万円を超える納付書・バーコードのない納付書は利用できません。

② 口座振替による納付

便利な口座振替サービスもお勧めしています。一度の申請で、登録された税目の納期限日に自動で口座から振替になります。

・対象市税など

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税(種別割)、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、保育料、下水道使用料、地域し尿処理施設使用料

・取扱い金融機関

群馬銀行、東和銀行、しののめ信用金庫、群馬県信用組合、中央労働金庫、みずほ銀行、碓水安中農業協同組合、ゆうちょ銀行

※上記の金融機関で「口座振替依頼書」により手続きができます(口座振替依頼書は安中市内の取扱い金融機関、みずほ銀行高崎支店、 ☎ 、 ☎ 、 ☎ の各担当課にあります)。

ご注意

- 手続きには、「預貯金口座届出印」「預貯金通帳」が必要です。
- 金融機関で申し込みの場合、最短で申込月の翌月末日以降の納期分から振替になります。

☎ 収納課収納管理係(☎内線1081)
 ☎ 下水道課庶務係(☎内線3131)